

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 昆野美継

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程（平成24年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後								
様式第1号（第2条関係） 貸与申請書								様式第1号（第2条関係） 貸与申請書								
消防長 様 ( 年度)								消防長 様 ( 年度)								
所属		階級		番号		氏名		所属		階級		番号		氏名		
品目	点数	貸与希望品目(○)	サイズ	使用期間	前回貸与年度	備考		品目	点数	貸与希望品目(○)	サイズ	使用期間	前回貸与年度	備考		
[略]								[略]								
活動服	活動服上衣 (冬)	150			2			活動服	活動服上衣	150			2			
	活動服ズボン (冬)	150			2				活動服ズボン	150			2			
	活動服上衣 (夏)	150			2				ベルト					2		
	活動服ズボン (夏)	150			2									2		
	ベルト	20			3						20			3		
[略]								[略]								
靴	長靴	60			3			靴	長靴	60			3			
	パンプス(女)	30			3				登山靴	250			5			
	登山靴	250			5				手袋	ケブラー手袋(耐水性)	80			2		
手袋	ケブラー手袋(耐水性)	80			2			ケブラー手袋(非耐水性)		50			2			
	ケブラー手袋	50			2											

	救助用皮手	30			2		
その他	<u>ブルゾン</u>	200			5		
	[略]						
合計点数				点			

	救助用皮手	30			2		
その他	<u>防寒着</u>	200			5		
	[略]						
合計点数				点			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。